間接法によるキャッシュ・フロー計算書に関する一考察

齋 藤 幹 朗

目 次

- 1. はじめに
- 2. 制度会計とキャッシュ・フロー計算書
 - (1) 新会社法とキャッシュ・フロー計算書
 - (2) 証券取引法とキャッシュ・フロー計算書
 - (3) 中小企業の会計基準とキャッシュ・フロー計算書
 - (4) 公会計とキャッシュ・フロー計算書
- 3. 間接法によるキャッシュ・フロー計算書
 - (1) T勘定方式のキャッシュ・フロー計算書
 - (2) ワーク・シート方式のキャッシュ・フロー計算書
- 4. 直接法と間接法のキャッシュ・フロー計算書
- 5. 結 び

1. はじめに

企業の資金調達は、間接金融から市場型間接金融及び直接金融の形態に移行するとともに、 国際的資金取引として各国の証券市場に上場し資金を調達するために証券監督者国際機構 (IOSCO) がCore Standardを提示し、さらに金融商品の時価評価により株式の相互持合い を解消することが図られてきた(1)。

また、中小企業においても、借入金による間接金融方式から少人数私募債や疑似私募債、コミュニテイ・クレジット、信用保証協会による私募債保証制度、創造的中小企業創出支援事業にも基づく直接投資・間接投資および地域中小企業再生ファンド等による直接金融による資金調達が積極的に奨められている⁽²⁾。そのうえ、全国中央商工会は、15社の少人数私募債が発行し資金調達をしている事例を公表するとともに、5社の疑似私募債の発行、信用保証協会が保証した特定社債の発行、創造的中小企業創出支援事業により普通社債および新株予約券付社債の発行、経営者の資質や将来の事業を評価され、投資されるベンチャーキャピタルからの資金調達等による直接金融の事例も公表した⁽³⁾。

このように企業は、資金調達が直接金融に移行するにつれ、企業を取り巻くステーク・ホルダーに対して、企業の財政状態や経営成績を開示した貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を開示するばかりでなく、資金の企業活動別収支を示すキャッシュ・フロー計算書も公表しなければならない。

さらに、平成11年2月経済戦略会議の答申によれば、政府は財務諸表を導入すべきであることを提言し、平成12年10月「国の貸借対照表作成の基本的な考え方」を公表した。また、地方公共団体も経済戦略会議の答申にもとづいて、平成12年3月地方公共団体の普通会計のバランスシート作成マニュアルとして「バランスシートの作成手法」を公表した(4)。このように国・地方公共団体等は、当該財政状態等を開示するために企業会計的考えを導入し、キャッシュフロー計算書も作成・開示するようになった(5)。

企業の経営活動別資金収支を示すキャッシュ・フロー計算書のうち、直接法によるキャッシュ・フロー計算書についてはすでに考察したので、本稿においては間接法によるキャッシュ・フロー計算書について考察する⁽⁶⁾。

2. 制度会計とキャッシュフロー計算書

制度としての会計は、債権者と株主の利害調整(受託責任の説明責任)をはかるための会社法会計、投資家を保護(情報提供)するための証券取引法(平成19年に金融商品取引法と改正)会計、中小企業の会計の質を向上させるための「中小企業の会計に関する指針」による会計及び国や地方公共団体が住民に提供しているサービスの水準と負担について住民に対するアカウンタビリティを解除するための公会計がある。

キャッシュ・フロー計算書は、証券取引法(金融商品取引法)会計及び公会計において開示すべき旨規定しているが、会社法会計および「中小企業の会計に関する指針」においても開示すべき財務諸表である。また、平成12年度からキャッシュ・フロー計算書は、証券取引法会計における監査すべき財務諸表として規定された(*)。

(1) 新会社法とキャッシュフロー計算書

株式会社会計は、旧商法第32条第2項の「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と公正な会計慣行を斟酌する旨を規定していた。しかし、2005年6月改正・成立した会社法第431条は、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と定め、公正なる会計慣行を準拠すべき規定に改正された(8)。

会社法は、会社の設立、組織、運営及び管理に関する事項のうち、技術的・細目的な事項としての省令及び計算に関する省令、監査に関する省令及び電子公告に関する省令等9つの省令に委任した(*)。技術的・細目的な事項としての省令は、会社法施行規則といわれ、会社法の省令委任事項の全部を網羅し、他の省令に委ねられる事項については、その旨を明らかにしている。計算省令は、会社計算規則といわれ、株式会社の計算に関する法務省令で、会計帳簿の記録、計算書類等の種類及び表示、剰余金の計算及び分配可能額の計算等を定めて

いる(10)。そして、株主総会に提出すべき計算書類として会社法第435条は、貸借対照表、損益計算書及び付属明細書を開示することを規定し、また会社計算規則第91条は、株主資本等変動計算書及び個別注記表を開示すべきことを規定している。なお、平成17年改正の会社計算規則における計算書類である株主資本等変動計算書は、資本取引により損益計算書を経由せずに、純資産の部の計数を変動させる事象が増えているため独立して作成すべき計算書類である。

但し、会社法第435条および会社計算規則第91条の規定する計算書類には、キャッシュ・フロー計算書を含まれていないが、ステーク・ホルダーに対して、企業の営業活動、投資活動および財務活動等による資金収支を表示するキャッシュ・フロー計算書も貸借対照表、損益計算書等の計算書類とともにディスクローズすることが好ましい。

(2) 証券取引法 (平成18年度から段階的に金融商品取引法に改正) 会計とキャッシュフロー計算書 投資家を保護することを目的とした証券取引法会計における会計基準等の改訂・新設による 変化は、つぎの四つの期間に区分すると、キャッシュフロー計算書は、第Ⅱ期に導入したこ とが明らかになる。

第I期は、大蔵省企業会計審議会の審議により会計基準が設定された期間である。

まず、経済安定本部(その後の大蔵省、現在の金融庁)の企業会計制度対策調査会(企業会計審議会)が、昭和24年7月9日に、全ての企業が、企業の経営活動を貨幣額をもって認識・測定する会計基準として、中間報告の形式で発表した(11)。

当該「企業会計原則」は、外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、 産業金融の適正化等の合理的な解決のためにも企業会計の基準を確立し、我が国国民経済の 民主的で健全の発達のための科学的基礎を与えようとするものであった。

また、企業会計原則は、つぎの三つの性格があげられる。

- 1. 企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められるところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、全ての企業がその会計を処理するに当たって従わなければならない基準である。
- 2. 公認会計士が、公認会計士法及び証券取引法に基き財務諸表の監査をなす場合において 従わなければならない基準となる。
- 3. 将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に関係のある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである。

その後、企業会計原則は、経済・社会の変化や他の法令や規則との調整等により、今日まで5回の一部修正が行われている⁽¹²⁾。

また、1962には「原価計算基準」を制定し、1966年には「監査基準」や1997年には「連結財務諸表原則」を制定し、会計制度を充実した⁽¹³⁾。ただし、当時は、「連結財務諸表原則」が主たる財務諸表ではなく、個別財務諸表が主たる財務諸表であった。

つぎに、第Ⅲ期は、大蔵省企業会計審議会が項目別に [会計基準] を、また当該会計基準を実務に適用する具体的指針として、日本公認会計士協会が [実務指針] を公表した期間である。

この会計基準等の目的として、つぎのことが掲げられている(い)。

- ① わが国証券市場へ内外の投資家の投資参加を促すこと。
- ② 投資者が自己責任にもとづきより適切な投資判断を行い得ること及び企業自身が実態に即した適切な経営判断を行うことを可能とすること。
- ③ 連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないデスクロージャー制度を構築するとの基本的認識に基づいて、21世紀に向けての活力と秩序ある証券市場の確立に貢献すること。

この第II期においては、企業会計審議会が「研究開発費等に関する会計基準の設定に関する意見書」や「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」等各種の会計基準を制定するとともに、日本公認会計士協会が「研究開発費等に関する実務指針」及び「連結キャッシュ・フロー計算書に関する実務指針」等会計基準に対応した実務指針を新設した(15)。

すなわち、企業会計の認識・測定原則は、「企業会計原則」に規定し改訂してきたが、これからは、FASBの財務会計基準や国際会計基準と同様に項目別のピース・ミール形式の「会計基準」と「企業会計原則」を新会計原則としたのである。

さらに、第Ⅲ期は、金融庁・企業会計審議会に代わって企業会計基準を開発する組織としての民間の財団として、2001年7月26日に財団法人「財務会計基準機構」を設立し、また、2001年7月に会計基準の開発を行う機関として企業会計基準委員会が創設され、会計基準等を開発した期間である。当該企業会計基準委員会は、企業会計基準を開発するとともに当該会計基準に対する詳細規定や解釈規定として「企業会計基準適用指針」を定め、さらに当該会計基準に対する補足・補完規定として「実務対応報告」を規定している(16)。

最後の第IV期は、平成17年会社法の改正により、会社法会計が証券取引法会計(商品取引法会計)に依存し、会社法に会計参与制度が新設され、それにともなって「中小企業の会計に関する指針」(以下、中小企業の会計指針という)が新設された期間である。

証券取引法(金融商品取引法)は、投資家保護を目的としており、企業を取り巻くステーク・ホルダーに対して、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表及び財務諸表付属明細表を作成し報告することを定めている。

また、中小企業に対して、有限会社と株式会社を株式会社に統一し、株式会社の最低資本 金制度の廃止にともない、会計参与制度を新設し中小企業の会計指針を制定した。

このように、経済・社会の変化・発展につれて証券取引法会計は、会計原則および会計基準の4期にわたって変化・発展していくなかで、キャッシュフロー計算書は第II期に導入された資金収支の活動区分別に表示した財務諸表である。すなわち、企業の資金調達活動の著しい拡大と直接金融システムによる資金調達に対応させるとともに、ダブルスタンダードをなくし信頼性を確保するためにも国際会計基準や米国会計基準がキャッシュ・フロー計算書を作成すべき財務諸表であることを規定しており、わが国においても平成10年3月13日に企業会計審議会が「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」を公表した(**)。同作成基準において、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成に関する実務指針については、今後、日本公認会計士協会が関係者と協議のうえ適切に措置することが必要と考える」と述べられ、そのことを受けて、平成10年6月8日(その後平成11年6月8日改訂)に会計制度委員会の

報告第8号において「連結財務諸表におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務 指針」が定められたのである⁽¹⁸⁾。

(3) 中小企業の会計基準とキャッシュフロー計算書

中小企業庁は、平成14年6月「資金調達先の多様化や取引先の拡大を目指す中小企業が、商法上の計算書類を作成するに際して準拠することが望ましい会計のあり方を明らかにすることを検討の目的」とした「中小企業の会計に関する研究会報告書」をとりまとめた(19)。すなわち、多くの中小企業は、日々の資金状況の把握や税務以外には会計があまり意識されていなかった。そこで、顔の見えるネットワークという厳しい新たな資金調達方法として少人数私募債等の発展や取引構造の変化、電子商取引の進展に際して信頼されるデスクロージャーとアカウンタビリテイが必要となり、さらに、コンプライアンスを意識した企業経営を目指すために、大企業の新会計基準と異なる中小企業のための会計基準が必要であることを認識し、中小企業の会計に関する指針を公開した。

これに対して、日本税理士会連合会は、平成14年12月「中小会社会計基準」を、また日本公認会計士協会は、平成15年6月「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」を中小企業の会計基準として公表した⁽²⁰⁾。

これらの中小企業の会計の質を向上させる上で複数の会計基準は、利用者である中小企業において混乱が生じかねず、それらを統合すべきであり、また、平成17年6月成立の会社法に導入された会計参与制度の適正な運用を図るため、会計参与が拠るべき統一的な会計処理の指針を作成することが必要となり、平成17年3月、関係四団体が主体となり、学識経験者並びに中小企業庁、法務省及び金融庁の参加を得て『「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会』が設置された(②1)。その後、平成17年8月、日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会は、中小企業のために新会社法において導入された会計参与が計算書類を作成するために望ましい会計基準として「中小企業の会計に関する指針」を公表した。また、同指針によると、中小企業は、計算書類として貸借対照表ばかりではなく損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書を開示するべきであると規定されている(②2)。

なお、適用時期は本指針に明記されていないが、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会もともに、本指針の公表時点で従前の報告等を廃止する取扱いとしている。したがって、 平成17年9月1日から開始し、平成18年8月31日終了する事業年度から適用される。

(4) 公会計とキャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、企業会計ばかりではなく、公会計においても必要である。 政府・地方公共団体は、地方分権の進展や財政危機、住民の行政不信、多様化する住民ニーズへの対応等の各種の問題に対して、情報公開の推進や行政への住民参加の促進の観点から、 行政情報の積極的な提供が必須となった。そこで、平成11年2月経済戦略会議は、政府・地方公共団体に財務諸表を導入すべきであると答申し、同年7月経済審議会においても、資産・ 負債の開示方策について検討を進めると答申した。さらに、H12.10「国の貸借対照表作成の基本的な考え方」を公表するとともに、平成13年と平成14年に国の貸借対照表(試案)を 公表した(23)。

また、国家に先立ち、昭和62年に熊本県と神戸市が貸借対照表を作成し公表したことを嚆 矢として、昭和63年に(財)地方自治協会が主催して「企業会計的手法による財政分析と今 後の財政運営のあり方に関する研究会」を開催した@。さらに、平成11年には、東京都、三 重県、神奈川県及び宮城県等が貸借対照表を作成し公表した(25)。その後、平成11年の経済戦 略会議の答申にしたがって同年に「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」 が発足し、翌年3月同研究会が「バランスシートの作成手法(普通会計のバランスシートの 作成マニュアル)」と題した報告書を、また、翌々年には「バランスシートの作成手法(改 正) | と「行政コスト計算書の作成手法 | と題した報告書を作成した。これらの報告書は、 近年においては、地方公共団体が、調達した資金とその運用に関する受託責任であるアカウ ンタビリテイを解除(ディスチャージ)するために、財務諸表として貸借対照表と行政コス ト計算書、キャッシュ・フロー計算書を作成し地域住民に報告する会計基準である®。地方 自治体は、提供しているサービスの水準と負担について、納税者であり主権者である住民に 分かりやすく説明する、アカウンタビリティ(説明責任)を果たすことが求められた。この アカウンタビリティを果たすための手法の一つとして、バランスシートの作成に代表される 発生主義会計(企業会計方式)を導入した。発生主義会計の導入自体が即、住民へのアカウ ンタビリティを果たすことにはならないが、施設建設費の減価償却費や退職給与引当金繰入 額を加えた人件費などを計算することにより、真の行政コストを明確にすることができる。

その行政コストが明らかになることにより、行政が行った政策・施策等が住民ニーズに対応した経済性、効率性、効果性の高い施策であるか否かを容易に判断出来るようになる。 発生主義会計の導入は住民へのアカウンタビリティを果たす一つの手法として、重要な役割を果たす可能性が高い。

以上のように、国・地方自治体、独立行政法人、特殊法人・認可法人、公益法人等の公会計は国家・地方公共団体等の財政状態などを納税者である住民に報告するため、現金主義から発生主義にもとづく企業会計方式が導入され、バランス・シート、行政コスト計算書を作成するとともにキャッシュ・フロー計算書が開示された。

つぎに、間接法によるキャッシュ・フロー計算書について考察してみる。

3. 間接法によるキャッシュ・フロー計算書

間接法によるキャッシュ・フローは、税引前当期利益から出発し、これに調整事項を加算・減算して営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローを開示する(27)。税引前当期利益は、発生主義によって計算されたものであり、現金主義によって計算された利益ではないので、直接、現金と結びついていない。そこで、発生主義会計において認識・測定された税引前当期利益に、発生主義ベースと現金主義ベースによる相違額を加減して、現金主義ベースに基づいた営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フローを開示する。

間接法によるキャッシュ・フロー計算書は、次のように表示される(28)。

I. 営業活動によるキャッシュ・フロー

	税金等調整前当期利益	* * *	
	減価償却費	* * *	(非資金的費用のため加え戻す)
	貸倒引当金の増加額	* * *	(同 上)
	受取利息及び受取配当金	_ * * *	<u>(</u> 発生主義から現金主義に修正)
	支払利息	* * *	(同上)
	為替差損	* * *	
	有形固定資産売却益	-***	(投資活動の区分表示へ振替え)
	損害賠償損失	* * *	(発生主義から現金主義に修正)
	売上債権の増加	-***	(同上)
	棚卸資産の減少額	* * *	(同上)
	仕入債務の減少額	-***	(同 上)
	小 計	* * *	
	利息及び配当金の受取額	* * *	(発生主義から現金主義に修正)
	利息の支払額	-***	(発生主義から現金主義に修正)
	損害賠償金の支払額	-***	(発生主義から現金主義に修正)
	• • •	* * *	
	法人税等の支払額	_***	(発生主義から現金主義に修正)
	営業活動によるキャッシュ・フロー	* * *	
Π.	投資活動によるキャッシュ・フロー	* * *	
Ⅲ.	財務活動によるキャッシュ・フロ―	* * *	
IV.	現金及び現金同等物に係る換算差額	***	_
v.	現金及び現金同等物の増加高	* * *	
VI.	現金及び現金同等物期首残高	* * *	
VII.	現金及び現金同等物期末残高	***	<u> </u>

上記の間接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成する方法には、すでに考察した直接 法と同様に、つぎの二つの方式がある。

- (1) T勘定方式の営業活動によるキャッシュ・フロー
- (2) ワーク・シート方式の営業活動によるキャッシュ・フロー

(1) T勘定方式の営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前当期純利益に非資金損益項目、営業活動に係る資産及び負債の増減、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分に含まれない損益項目等を加・減算し、営業活動によるキャッシュ・フローを間接的に算出し、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを表示する方法である⁽²⁰⁾。

(イ) 調整項目

1、非資金費用項目のうち、減価償却費、固定資産除却損、有価証券評価損は当期の費用であるが、資金の流出を伴わないので、利益がキャッシュ・フローより小さい。したがって、これらの非資金費用項目は、キャッシュ・フローに調整するため、利益に加算する。

また、非資金的費用項目であるが、退職給付引当金繰入、貸倒引当金繰入、営業債権の貸倒損失、棚卸資産評価損は、退職給付引当金の増加額、貸倒引当金の増加額、売上債権の減少額、棚卸資産の減少額として資金を増加させ自動的に加算調整するため利益に直接加算した調整はしない。

- 2、受取利息、受取配当金は、収益として計上し利益を増加させているので、発生主義によって計上された金額を消去し、現金主義によって計上された金額を表示する。そのため、利益に含まれている発生主義の金額を減算し、新たに小計欄の下で現金主義の金額を計上する。また、支払利息は、費用として計上し利益を減少させている。そこで、発生主義によって計上された金額を消去し、現金主義によって計上された金額を表示するため、利益から控除されている発生主義の金額を加算し、新たに小計欄の下で現金主義の金額を計上する。
- 3、有形固定資産売却損益及び有価証券売却損益は、投資活動における資産の売却収入にかかわるキャッシュ・フローとして計上される。したがって、これらの売却損益を投資活動に移すため、営業活動によるキャッシュ・フローを計算するにあたり、売却益は利益から減算し、売却損は加算する。
- 4、為替差損益は、つぎのように処理する。
 - ①外貨建貸付金・借入金などの投資活動・財務活動に関係する資産・負債から生じた為替差損益の場合には、つぎのように処理する。
 - イ)営業活動のキャッシュ・フローに関係ないため、為替差益は利益から減算し、為替差 損は利益に加算する。
 - ロ) 為替差損益のうち為替決済損益のみ入出金があるため、為替決済損益のみ貸付金・借入金の収入・支出として計上する。
 - ②外貨建売掛金・買掛金などの営業活動に関係する試算・負債から生じた為替差損益の場合営業活動によるキャッシュ・フローの区分において、売掛金・買掛金の増減額として調整されるため、為替差損益は、直接利益に加算・減算しない。
 - ③外貨建現金及び現金同等物から生じた為替差損益の場合には、為替差益はキャッシュ自体の増加、為替差損はキャッシュ自体の減少として「現金及び現金同等物に係る換算差額」に直接振り替え、区分表示するため、為替差益は利益から減算し、為替差損は利益に加算する。
- 5、投資活動・財務活動以外の損益項目である損害賠償損失は、投資活動・財務活動以外の 取引によって生じた項目も営業活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。損害賠償損失 は、税引前当期利益に加算調整した後、小計欄の下に現金主義の金額で減算して表示する。
- 6、営業活動に係る資産・負債の増加・減少は、営業収入である売上債権と仕入支出に関係 ある棚卸資産および仕入債務の増加・減少で、当該資産・負債の増加・減少額を当期純利益 に調整することによって、営業活動によるキャッシュ・フローが算出される。

まず、棚卸資産が減少した場合には、費用である売上原価が仕入支出額よりも大きい。 したがって、税引前当期利益をキャッシュ・フローに修正するため、資産の減少額を税引前 当期利益に加算する。また、棚卸資産が増加した場合には、費用よりも仕入支出金額が大き いため、棚卸資産の増加額を税引前当期利益から減算する。

次に、売上債権が増加した場合には、売上債権の回収が困難であり、その差額相当額分だけ収益が現金回収額よりも大きい。したがって、税引前当期利益をキャッシュ・フローに修正するため、売上債権の増加額を税引前当期利益から減算する。

また、売上債権が減少した場合には、売上債権が現金回収されことになり、収益よりも現金回収額が大きいため売上債権の減少額を税引前当期利益に加算する。

最後に、仕入債務が増加した場合には、その差額相当額分だけ費用よりも現金支出額が大きい。したがって、税引前当期利益をキャッシュ・フローに修正するため、仕入債務の減少額を税引前当期利益から減算する。

仕入債務が増加した場合には、費用よりも現金支出額が小さいため仕入債務の増加額を税 引前当期利益に加算する。

7、経過勘定項目は、つぎのように処理する。

未払費用が増加した場合、費用として計上されるが、資金の支出はないため、利益がキャッシュ・フローより小さい。したがって、利益に加算するよう調整する。逆に、減少した場合には、費用として計上されないが、支払った分だけ資金を支出しているため、利益がキャッシュ・フローより大きい。したがって、利益から減算し調整する。

未収収益が増加した場合、収益として計上されるが、資金の収入がないため、利益はキャッシュ・フローより大きい。したがって、利益から減算し調整する。逆に、減少した場合には、収益として計上されないが、受取った分だけ資金の収入があるため、利益がキャッシュ・フローより小さい。したがって、利益に加算するよう調整する。

前払費用が増加した場合には、費用として計上されないが、支払った分だけ資金を支出しており、利益はキャッシュ・フローより大きい。したがって、利益から減算し調整することが必要である。逆に、減少した場合には、費用として計上されるが、資金の支出はないので、利益がキャッシュ・フローより小さい。したがって、利益に加算するよう調整する。

前受収益が増加した場合には、収益として計上されないが、受取った分だけ資金の収入があるため、利益がキャッシュ・フローより小さい。したがって、利益に加算するよう調整する。逆に、減少した場合には、収益として計上されるが、資金の収入はないので、利益がキャッシュ・フローより大きい。したがって、利益から減算し調整する。

なお、受取利息、支払利息に係る未収利息、未払利息は、発生主義の金額を現金主義に修 正するときに調整されているため、調整項目として直接利益を加算・減算しない。

8、剰余金の減少項目である支払配当金については、つぎのように処理する。

役員賞与は、役員報酬と同じく人件費として、損益計算書に計上されると共に、営業活動 に直接結びつく人件費として営業活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。

利益処分項目である株主配当金は、財務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。 9、法人税等については、つぎのように処理する。 営業活動によるキャッシュ・フローのスタートが税引前当期利益であるため、法人税等の 税金支払額は、当期の法人税・住民税・事業税(以下、法人税等とする)から当期未払法人 税等を控除した額と前期未払法人税等当期支払額の合計額である。

(2) ワーク・シート方式による間接法のキャッシュ・フロー計算書

貸借対照表をもとにキャッシュ・フロー精算表を作成し、税引前当期純利益に非資金損益項目、営業活動に係る資産及び負債の増減、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分に含められる損益項目等を加・減算し、営業活動によるキャッシュ・フローを間接的に算出する方法である⁽³⁰⁾。

なお、投資活動によるキャッシュ・フローと財務活動によるキャッシュ・フローは、総額 表示の原則にしたがってキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローを総額表示 しなければならない。

つぎの資料にもとづいて、キャッシュ・フロー計算書についてみてみる。

損 益 計	算 書		貸 借	対 照	表
自平成 *年4	月1日		平	成 * 1年	平成*年
至平成 * 1年 3	月31日		3	月 31 日	3月31日
売 上 高	486,000		資 産		
受取配当金	14,000		現 金 預 金	85,000	30,000
固定資産売却益	21,000	521,000	売掛金	76,900	66,200
売上原価	296,000		貸倒引当金	△ 900	△ 600
給 料	79,700		商品	108,000	120,000
支払家賃	10,000		前 渡 金	2,000	2,400
貸倒引当金繰入	300		前払家賃	34,000	8,000
退職給付引当金繰入	5,000		投資有価証券	30,000	
減価償却費	20,000		備品	120,000	
支払利息	24,000	435,000	建物	240,000	240,000
税引前当期純利益		86,000	減価償却累計額△	△100,000	△ 80,000
法人税等		22,000	土 地	120,000	160,000
当期純利益		64,000	資産合計	715,000	546,000
			負債及び純資産		
			買掛金	19,000	38,000
			前 受 金	1,000	
			未払法人税等	10,000	6,000
			短期借入金	80,000	60,000
			退職給付引当金	15,000	10,000
			長期借入金	120,000	140,000
			資 本 金	320,000	180,000
			繰越利益剰余金	<u>150,000</u>	112,000
			負債・純資産計	715,000	546,000

[資 料]

- 1. 投資有価証券は、満期保有目的の債券で期末に現金で購入した。
- 2. 土地(帳簿価額40,000千円)を61,000千円で売却し、代金は現金で受取った。
- 3. 期末に無額面株式を発行し、備品(公正な評価額120,000千円) と、現金20,000千円 の払い込みを受けた。
- 4. 配当金26,000千円を現金で支払った(利益準備金は除く)。
- 5. 期首短期借入金は全額返済した。期末の短期借入金は当期に借り入れたものである。
- 6. 長期借入金の減少額は当期の返済額である。
- 7. 役員報酬として15,000千円を現金で支払った。

この資料によって、間接法によるキャッシュ・フロー精算表は、つぎのように作成する。

ワークシート(間接法)

(単位:円)

	当期末	前期末	増	滅		記入
(伐此社四丰)	一一一	刑规不	一一	<i>V</i> 或	1811	.āL/\
(貸借対照表)	05.000	00.000	FF 000			55.000
現 金 預 金	85,000	30,000	55,000			55,000
売 掛 金	76,900	66,200	10,700			10,700
商品	108,000	120,000		12,000	12,000	
前 払 金	2,000	2,400		400	400	
前 払 家 賃	34,000	8,000	26,000			26,000
投資有価証券	30,000		30,000			30,000
備品	120,000		120,000			120,000
建物	240,000	240,000				
土 地	120,000	160,000		40,000	40,000	
借方合計	815,900	626,600				
貸倒引当金	900	600		300	300	
備品減価償却累計額	100,000	80,000		20,000	20,000	
買掛 金	19,000	38,000	19,000			19,000
前 受 金	1,000			1,000	1,000	
短期借入金	80,000	60,000		20,000	80,000	60,000
未払法人税等	10,000	6,000		4,000	4,000	
長期借入金	120,000	140,000	20,000			20,000
退職給付引当金	15,000	10,000		5,000	5,000	
資 本 金	320,000	180,000		140,000	120,000	
					20,000	
繰越利益剰余金	150,000	112,000		38,000	64,000	26,000
貸方合計	815,900	626,600				

(キャッシュ・フロー計算書)			支 出	収入
(1) 営業活動キャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		64,000		
		22,000		86,000
減価償却費		20,000		20,000
貸倒引当金繰入		300		300
退職給付引当金繰入		5,000		5,000
受取配当金	14,000		14,000	
支払利息		24,000		24,000
固定資産売却益(投資活動収入に振替)	21,000		21,000	
売上債権増減額	10,700	1,000	9,700	
前払家賃増加額	26,000		26,000	
棚卸資産減少額		12,000		12,000
仕入債務減少額	19,000	400	18,600	
配当金受取額		14,000		14,000
利子支払額	24,000		24,000	
法人税等支払額	22,000	4,000	18,000	
(2)投資活動キャッシュ・フロー				
投資有価証券取得支出	30,000		30,000	
固定資産売却収入		40,000		
		21,000		61,000
(3)財務活動キャッシュ・フロー				
短期借入金収入		80,000		80,000
短期借入金返済支出	60,000		60,000	
長期借入金返済支出	20,000		20,000	
株式発行収入		20,000		20,000
配当金支払額	26,000		26,000	
現金預金増加額	55,000		55,000	
	694,400	694,400	322,300	322,300

4. 直接法と間接法にもとづくキャッシュ・フロー計算書

営業活動によるキャッシュ・フローは、すでに考察したように、直接法と間接法の両者の表示が認められている。前者は、収入の総額と支出の総額を示して、その差額として一会計期間における営業キャッシュの増減を表示している。これに対して、後者は、損益計算書の当期純利益を始点として所定の調整を加えることにより、一会計期間における営業活動によるキャッシュの増減を表示する⁽³⁾。

キャッシュ・フロー計算書 [直接法]

1. 営業活動によるキャッシュ・フロー

売上収入	4	476,300
仕入支出	-;	302,600
人件費	_	79,700
その他営業支出	_	36,000
小計		58,000
配当金の受取額		14,000
利息の支払額		24,000
法人税等の支払額	_	18,000
営業活動によるキャッシュ・フロー		30,000

また、間接法に基づいたキャッシュ・フロー計算書は、つぎのとおりである。

キャッシュ・フロー計算書 [間接法]

1. 営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前当期純利益		86,000
減価償却費		20,000
貸倒引当金増加額		300
退職給付引当金増加額		5,000
受取配当金	_	14,000
支払利息		24,000
有形固定資産売却益	_	21,000
売上債権増加額	_	9,700
棚卸資産減少額		12,000
仕入債務減少額	_	18,600
前払費用増加額	_	26,000
小 計		58,000
配当金の受取額		14,000
利息の支払額	_	24,000
法人税等の支払額	_	18,000
業活動によるキャッシュ•フロー		30,000

このように営業キャッシュ・フローは、直接法の場合でも、間接法の場合でも同額である。 直接法は、取引の日付順に収入及び支出の総額を、それぞれ把握するとともに、その差額 であるキャッシュ・フローを把握する方法であり、営業活動における資金取引を営業収入、 仕入支出、人件費支出及びその他営業支出を総額で直接的に認識・測定している。

これに対して、間接法は、税引前当期純利益に非資金損益項目、営業活動に係る資産及び 負債の増減、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分に含められる損益項目 等を加・減算し、算出する方法である。

売上収入は、直接法では、売上高486,000円から売上債権増加分10,700円を控除し、前受

金の増加額1,000円を加算することによって算出する。間接法では、売上高486,000円は、税引前当期純利益を算出する過程で組み込まれているので、現金主義にもとずく売上収入に修正するため当期純利益から売上債権増加分10.700円を控除し、前受金増加分1.000円を加算する。

売上収入=売 上-売上債権増加分+前受金増加分

= 当期純利益 - 売上債権増加分+前受金増加分

前者が直接法であり、後者が間接法である。間接法は、売上-売上原価・販売費・一般管理費他=当期純利益であり、当期純利益には、すでに実現主義の原則により認識・測定された売上が含まれているのである。ただし、間接法による売上収入は、直接法のように個別的に認識・測定することはできないのである。

仕入支出は、売上原価296,000円に棚卸資産の減少分12,000円を控除し、仕入債務の減少分19,000円を加算し、前渡金の減少分400円を控除する。間接法では、売上原価296,000円はすでに控除され当期純利益が算出されているので、現金主義による仕入支出に修正するため、当期純利益に棚卸資産の減少分12,000円を加算し、仕入債務の減少分19,000円を控除し、前渡金の減少分400円を加算することにより算出する。

仕入支出=売上原価-棚卸資産減少分+仕入債務減少分-前渡金減少分

=当期純利益+棚卸資産減少分-仕入債務減少分+前渡金減少分

前者が直接法による仕入支出であり、発生主義の原則により認識・測定された売上原価を 仕入支出に修正する。また、後者は間接法による仕入支出であり、収益から控除した(売上ー 売上原価)後の当期純利益に含まれている発生主義の原則により認識・測定された売上原価 を仕入支出に修正するのである。

人件費は、直接法では、当該期間に支払った給料・退職金等は当該期間の給料・退職金から未払給料・退職金を減算した金額であるが、間接法では、当該期間に支払った給料・退職金等はすでに控除し当期純利益を算出しているので、未払給与や未払退職金については当期の支払費用ではないので当期費用から控除されているので、当期純利益に加算し修正する。したがって、人件費支出は、つぎのとおりである。

人件費支出=給料•退職金-未払給料•退職金

= 当期純利益+未払給料・退職金

前者が直接法による人件費であり、後者は間接法の人件費(収益-人件費)である。

その他営業支出は、直接法では、営業費用に前払費用を加算するが、間接法では、すでに 発生主義にもとづいた営業費用は控除しているので、現金主義に基づいた営業費用に修正す るため前払費用を控除する。

その他営業支出=(広告宣伝費、発送費、旅費交通費、修繕費等)+前払費用-未払費用 =(広告宣伝費、発送費、旅費交通費、修繕費等)-前払費用+未払費用 前者が直接法によるその他営業支出であり、当該会計期間のその他営業支出に前払費用を 加算し、未払費用を減算し販売費および一般管理費の支払額を算出するのに対し、後者は間 接法によるその他営業支出(収益-その他営業支出)である。

なお、間接法では、減価償却費や貸倒引当金増加分は、収益から控除しているが、非資金 的費用であるので、当期純利益に加え戻さなければならない。 このように営業活動によるキャッシュ・フローは、直接法の場合でも間接法の場合でも同じ結果が導き出されるのである。

なお、投資活動によるキャッシュ・フローと財務活動によるキャッシュ・フローについては、直接法によるキャッシュ・フローと同様に間接法においても総額表示をする。

5. 結 び

キャッシュ・フロー計算書は、キャッシュ・フローを企業の経営活動区分別に表示した第三の財務諸表である。したがって、キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フロー等の経営活動別キャッシュ・フローを、各種のステーク・ホルダーに対して明瞭に表示しなければならない。当該営業活動によるキャッシュ・フローは、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローとともにキャッシュ・フロー計算書における企業の営業活動である商品の売買取引において生じるキャッシュのインフローとアウトフローを認識・測定した一覧表である。そして、当該キャッシュ・フローを認識・測定する方法には、直接法と間接法があり、その両者が認められている。

直接法は、すでに考察したように、つぎの三つの方法がある(※)。

- イ、キャッシュ・フロー会計組織に複式簿記の原則にもとづいた会計処理により、主要 な勘定の収入及び支出を認識・測定する方法。
- ロ、営業活動に関する主要な勘定の収入及び支出を貸借対照表及び損益計算書及び株主 資本等変動計算書に基づいて認識・測定する方法。
- ハ、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書をもとにキャッシュ・フロー精 算書を作成し、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する方法である。
- これに対して、間接法は、本論文で考察したように、つぎの二つの方法がある。
 - イ、税引前当期純利益に非資金損益項目、営業活動に係る資産及び負債の増減、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローを減算し、営業活動によるキャッシュ・フローを間接的に算出し、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを総額で表示する方法。
 - ロ、貸借対照表を含むキャッシュ・フロー計算書をもとにして、税引前当期純利益に非 資金損益項目、営業活動に係る資産及び負債の増減、投資活動及び財務活動によるキャッ シュ・フローを減算し、営業活動によるキャッシュ・フローを間接的に算出し、投資 活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを総額で表示 する方法。

なお、営業活動によるキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー会計組織に複式簿記の原則にもとづいて作成するキャッシュ・フローと発生主義会計における財務諸表を修正し作成するキャッシュ・フローがみられる。前者は、直接法のイであり、後者は、直接法のロ、ハ及び間接法のイ、ロである。

このように、間接法は、税引前当期純利益に非資金的費用を加え戻し、売上債権の増加額

及び棚卸資産の増加額を控除し、仕入債務の増加分を加算し当期純利益を修正する方法である。したがって、営業活動によるキャッシュ・フローは、売上収入、仕入支出、人件費支出、その他営業支出等を直接的に認識・測定する直接法によっても、税引前当期純利益を修正する間接法の営業活動によるキャッシュ・フローでも同一である。また、一般的には、直接法が理解しやすいのに対して、間接法は、財務諸表を理解することが必要である。

注 記

1. コア・スタンダードとは、企業が多国間の公募で用いられる財務諸表を作成する際に利用される会計基準が備えるべき最小限で必須の会計基準として、1993年6月に証券監督者国際機構(IOSCO)が指定したもので39項目から構成された。当該証券監督者国際機構(IOSCO)は、国際会計基準(IAS)がコア・スタンダードを満たせば、国際的な資本市場での資金調達で利用される目論見書に掲載される財務諸表の作成基準として国際会計基準を用いることを推薦した。国際会計基準委員会(IASC)は、国際会計基準審議会(IASB)に改正され、当該国際会計基準審議会が設定する会計基準からIFRS(International Financial Reporting Standard)と呼称が変わった。

IASBは、会計基準の効率的統合化を目指して、米国財務会計基準審議会(FASB)や英国財務会計基準審議会(ASB)等の各国の会計基準設定主体と直接的な連携をとって国際会計基準(IAS)を軸に会計基準の国際的統合化を強力かつ迅速に進める体制が構築されている。

- 2.全国商工会連合会・報告書『中小企業のための直接金融による資金調達マニュアル』平成16年。
- 3. 全国商工会連合会・報告書『中小企業のための直接金融による資金調達事例』平成17年。
- 4. 会田一雄・小西砂千夫他『国の貸借対照表の基本的考え方』平成12年10月。

この報告書は、国の貸借対照表の作成手法について会計学、会計実務、財政学及び財政実務の専門家としての立場から検討した内容をとりまとめたものである。

また、この内容に基づきまとめたものに、財政事情の説明手法に関する勉強会『国の貸借対照表 試案』平成12年10月がある。

経済戦略会議の答申「日本経済再生への戦略」平成11年2月。

- 5. 地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会・報告書『バランス・シートの作成手法』平成12年3月。
 - 地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会・報告書『「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」』平成13年3月。
- 6. 拙稿「直接法によるキャッシュ・フロー計算書に関して」『中京学院大学研究紀要』第13巻第1,2 合併号、平成17年12月。
- 7. 公会計委員会研究報告第7号「公会計原則(試案)」、日本公認会計士協会、平成15年7月。 国の行政文書の原則開示を義務づける「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)が平成11年5月7日に成立し、平成8年4月1日から施行された。このことから、公会計にも企業会計方式が導入された。
- 8. 相澤哲·岩崎友彦稿「株式会社計算等」、旬刊商事法務1746号、(株)商事法務。

郡谷大輔他『会社法の計算詳解』中央経済社、2006年9月。

斎藤・安藤他「座談会新会社法と企業会計上の諸問題」『企業会計・新「会計法」詳解』平成17年 7月、中央経済社。

- 9. 吉田良夫「会社法施行規則の概要」新日本監査法人編著『対照式会社法施行規則、会社計算規則、 電子公告規則』税務経理協会 平成18年3月。
- 10. 目黒幸二「会社計算規定の概要」同上「同書」。 法務省令第13号「会社計算規則」平成18年2月。
- 11. 法務省令第14号「電子公告規則」平成18年2月。
- 12. 経済安定本部(大蔵省)·企業会計制度対策調査会(企業会計審議会)「企業会計原則・同注解」、 会計法規集、第24版、中央経済社、平成18年4月。
- 13. 同上「同書」
- 14. 同上「同書」
- 15. 企業会計審議会「金融商品に係わる会計基準の設定に関する意見書」1999年1月、大蔵省企業会計 基準委員会 同上「同書」。
- 16. 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」。1999年 1 月、大蔵省企業会計基準委員会 同上「同書」。

会計制度委員会「連結キャッシュ・フロー計算書等の実務指針」1999年。日本公認会計士協会、日本公認会計士協会編「監査小六法」中央経済社、平成18年。

- 17. 経団連、日本公認会計士協会、全国証券取引所協議会、全国証券業協会、全国銀行協会、生命保険協会、日本商工会議所および日本証券アナリスト協会が、「経団連・(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表される企業会計基準等の取扱い(準拠性)について」を公表した。2002年5月17日。
- 18. 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」大蔵省企業 会計基準委員会 1999年1月。
- 19. 会計制度委員会・報告第8号「連結財務諸表におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」日本公認会計士協会、平成10年6月。
- 20. 中小企業の会計に関する研究会(中小企業庁)『中小企業の会計に関する研究会・報告書』平成14 年6月。
- 21. 日本税理士連合会「中小会社会計基準」平成14年12月。 会計制度委員会研究報告第8号「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」日本公認会計士協会、 平成15年6月。
- 22. 日本税理士連合会、日本公認会計士協会他「『中小企業の会計』の統合に向けた検討委員会」平成17 年3月。
- 23. 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所および企業会計基準委員会編「中小企業の会計に関する指針」平成17年8月。
 - また、平成18年5月、会社法、会社法施行規則および会社計算規則の施行にともない、平成18年8 月本指針も改訂された。
- 24. 財政事情の説明手法に関する勉強会「国の貸借対照表試案」平成12年10月。

- 25. 東京都、三重県、神奈川県および宮城県等が平成11年に、貸借対照表を開示した。
- 26. 地方自治体の発生主義会計方式に関する研究会「地方公共団体の発生主義会計に基づく『財務諸表の体系』について」平成12年2月。
- 27. 地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会・報告書 「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」 平成13年3月29日。
- 28. APB Statement no.4 "Basic Concepts and Accounting Principles" par 134. New York. AICPA. 1971
- 28. 内閣府令第17号「財務諸表規則、様式第5号キャッシュ・フロー計算書」平成14年3月。
- 29. Wiley. IAS2004. Chapter4. "Cash Flow Statements." pp.139-145 佐藤靖「財務分析情報の提供媒体としてのキャッシュ・フロー計算書」『会計』第164巻第5号、森山書店。
- 30. op.cit pp.135-139 和久友子稿「キャッシュ・フロー計算書の作り方」『企業会計』1998年10月号、中央経済社。
- 31. 拙稿「前掲論文」
- 32. 同上「前掲論文」

その他参考文献

- 1. Perry Mason, "Cash Flow Analysis and The Fund Statement" AICPA, ARS NO.2
- 2. Hector R, Anton "Accounting for The Flow of Fund" Houghton Mifflin Company, 1962
- 3. FRSB, ASB NO.1 "Cash Flow Statements", ACCOUNTANCY November. 1991